

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

特別養護老人ホームに勤務する非常勤介護職員に対し、以下の要領で平成28年6月支給より初期加算及び継続勤務加算の手当を支給する。

1 初期加算について

- ① 初期加算は、特別養護老人ホームに勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算の金額は、所持資格により区分し別表に定める。
- ③ 初期加算は、契約時給に加算して支給する。
- ④ 初期加算の金額は、毎年4月1日に決定する。年度途中で資格を取得した場合は翌年度に変更する。

2 継続勤務加算について

- ① 継続勤務加算は、特別養護老人ホーム白楽荘に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（ウ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。
 - （ア）雇用契約において1週当たりの労働時間が24時間を超える職員。
 - （イ）毎年4月1日時点で継続勤務年数が1年を超える職員。
 - （ウ）月間の出勤率が雇用契約の8割以上の職員。
- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年4月1日時点の満年数とする。ただし、特別養護老人ホーム白楽荘以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ③ 継続勤務加算の金額は、所持資格および継続勤務年数により区分し別表に定める。
- ④ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ⑤ 継続勤務加算の金額は、毎年4月1日に決定する。年度途中で資格を取得した場合は翌年度に変更する。

平成29年度分については、平成29年4月1日の満年数で決定する。

契約時給 + 初期加算 + 継続勤務加算 = 時給合計

時給の例

- ・条 件 所持資格：介護福祉士 継続勤務年数：平成29年4月1日時点で満9年
 契約時給：980円

(単位：円)

年度	継続勤務年数	契約時給	初期加算	継続勤務加算	時給合計
29	9年	980	150	30	1,160
30	10年	980	150	30	1,160
31	11年	980	150	45	1,175